



平成27年7月14日

各 位

会社名 佐鳥電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼COO  
佐鳥 浩之  
(コード番号 7420 東証・第一部)  
問合せ先 上席執行役員(人事・総務担当)  
古泉 豊志  
(TEL 03-3452-7170)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月14日開催の取締役会において、平成27年8月20日開催予定の第73期定時株主総会にて、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日付「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。)の施行により、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条(取締役の責任免除)第2項および第34条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。  
なお、現行定款第26条(取締役の責任免除)第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 改正会社法の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、現行定款第29条(任期)第3項について、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成27年8月20日(木)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成27年8月20日(木)

【別紙】

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具、装置及び線材の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</li> <li>2. 前号に定めた機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</li> <li>3. 第 1 号及び第 2 号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入</li> <li>4. 第 1 号に定めた機械器具及び装置に関する保守</li> <li>5. 電気通信工事の設計及び施工並びに請負 (新設)</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具、装置及び線材の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</li> <li>2. 前号に定めた機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</li> <li>3. 第 1 号及び第 2 号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入</li> <li>4. 第 1 号に定めた機械器具及び装置に関する保守</li> <li>5. 電気通信工事の設計及び施工並びに請負</li> <li>6. <u>合成樹脂その他の化学品及び金属の加工、販売並びに輸出入</u></li> <li>7. <u>前各号の事業に関連する一般労働者派遣及び特定労働者派遣事業</u></li> <li>8. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</li> </ol>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上